

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部改正について

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部を次のように改正したいので議決を
求める。

熊本市教育長 岡 昭 二

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）の一部を
次のように改正する。

第1条の前に見出しとして「(事務の委任)」を付し、同条第5号中「定め、及び懲
戒を行う」を「定める」に改め、同条第6号中「(以下「教育機関等」という。)」を削
り、同条第12号中「任命」を「任命し、」に改める。

第2条中「かかわらず、委任された事務について、重要又は異例の場合」を「より
委任された事務のうち重要又は異例に属する事項について」に、「かからしめる」を「係
らしめる」に改める。

第3条中「教育委員会は、」の次に「第1条第6号に掲げる事項のうち」を加え、同
条各号を次のように改める。

- (1) 管理職員（熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）
別表第2行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上である
もの、校長、園長及び教頭をいう。以下同じ。）以外の職員の任免その他の人事
（分限（心身の故障による休職を除く。）及び懲戒を除く。）に関する事
こと。
- (2) 管理職員の給与の決定、服務、兼務、併任及び心身の故障による休職に関する
こと。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、同項の規定により教育長に専決させるものとされる事項（管理職員の兼務、併任及び心身の故障による休職に関するものを除く。）を第1条第6号の職員に専決させることができる。

第4条第1項中「定める事項」を「掲げる事項（前条第1項各号に掲げる事項を除く。）」に改める。

第5条第1項中「第3条」を「第3条第1項」に、「専決した事務」を「専決した事項」に改め、「属する事項」の次に「（第2条の規定により教育委員会の決定に係らしめた事項を除く。）」を加え、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

県費負担教職員に係る権限移譲に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

1項各号に掲げる事項を除く。)について臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次の教育委員会会議においてその旨及び代理した事項を報告するとともに、教育委員会の承認を求めなければならない。

(報告)

第5条 教育長は、第1条の規定により委任された事務又は第3条第1項の規定により専決した事項のうち、重要又は異例に属する事項(第2条の規定により教育委員会の決定に係らしめた事項を除く。)その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会に報告するものとする。

【削る】

臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次の教育委員会会議においてその旨及び代理した事項を報告するとともに、教育委員会の承認を求めなければならない。

(報告)

第5条 教育長は、第1条の規定により委任された事務又は第3条の規定により専決した事務のうち、重要又は異例に属する事項_____その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会に報告するものとする。

2 教育長は、前項の規定に関わらず、第3条第2号により専決したときは、当該専決後に教育委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。